

つち だ くみ こ 土 田 久美子

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 304 号
学位授与年月日	平成21年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程) 人間科学専攻
学位論文題目	日系アメリカ人リドレス運動の展開過程 —集合的アイデンティティと制度形成—
論文審査委員	(主査) 教授 長谷川 公 一 教授 吉 原 直 樹 教授 正 村 俊 之 教授 佐 藤 嘉 倫 准教授 永 井 彰 准教授 下 夷 美 幸

論 文 内 容 の 要 旨

1 本稿の課題と方法

1-1 本稿の課題

本稿は、日系アメリカ人リドレス運動の展開を、とくに日系アメリカ人(以下、日系人と略)によるエスニック・アイデンティティ形成過程に着目して分析した。この運動は、第二次世界大戦中の「日系人強制立退き・収容政策」によって被った損害に対して、日系人が合衆国政府にリドレス、すなわち修正ないし救済を求めた運動である。1970年から始まったこの運動は、1988年に補償法「市民的自由法」を成立させ、合衆国政府から公式謝罪のみならず個人金銭補償をも獲得した。

この運動は、この補償法の成立をもって、国際的に、リドレスの稀少な「成功事例」といわれてきた。さらにこれは、ナショナル・レベルでマイノリティ集団の要求が実現したという点から見ても、ポスト公民権運動期のアメリカ社会における数少ない成功事例ともいえる。

本稿は、補償法成立のみがリドレス運動の目標だったのではなく、運動をとおしたエスニック・プライドの回復もまた、運動における重要な目標だった、と仮定するところから出発する。そのうえで本稿の課題は、リドレス運動の政治過程と、運動の象徴的・文化的側面との相互作用から、日系人リドレス運動の意義を再評価することにある。こうした検討課題に鑑み、本稿では、主な運動組織の一つである「補償／賠償を求める全国連合 National Coalition for Redress/Reparations (以下、NCRR と略)」の活

動に焦点を合わせた。というのは、NCRRは、政治的側面と文化的側面の両方からリドレス運動を展開したという特徴を顕著に持つからである。本稿は、このNCRRの活動に即して、日系人リドレス運動の展開を、同じくリドレスを合衆国政府に要求した在米日系ペルー人の活動をも合わせて分析した。

このNCRRの活動を中心にしてリドレス運動の展開過程を分析する際には、次の三つの論点に留意した。すなわち、1) 運動をとおしてのアイデンティティ形成過程は、どのような特徴を持っていたのか。2) 運動における制度形成とアイデンティティ形成とのあいだにどのような相互作用が生じたのか。3) 運動をとおして、いかなる内容を持つアイデンティティが形成されたのか。

これらの論点に即してリドレス運動を再検証することは、第一に、運動内部のダイナミクスを明らかにし、第二に、成功事例としてのリドレス運動像を相対化し、そのうえでリドレス運動の意義と限界とを考察しうる。

1.2 方法

以上の点を分析するために、本稿では、社会運動論における集合的アイデンティティ概念を中心的な分析視角として用いた。その際に、とくに集合的記憶と語りによるアイデンティティ形成に注目した。本稿はこれらの視座をもとに、日系人の集合的アイデンティティを（再）形成するための実践を分析するために、運動組織による、強制収容の記憶と運動の意味づけと、運動理念、戦術、言説実践との関連を検討した。

本稿は、上述の課題にアプローチするために、おもに筆者が収集した一次資料に依拠して分析した。これらの一次資料は、2004年から2008年のあいだに、カリフォルニア州ロサンゼルス、サンタクルーズ、サンノゼ、サンフランシスコ、ならびに大阪において筆者がおこなったフィールドワークをとおして収集した。これらのフィールドワークから得た一次資料としては、第一に、NCRRを主とした、運動組織中心メンバー29名へのインタビューがある。第二に、運動組織のミーティングと、強制収容政策とリドレス運動をテーマとした日系コミュニティ・イベントの参与観察の結果をも、本稿の分析の素材とした。さらに第三に、本稿では運動組織のニューズレター、法廷に提出された訴状、政府公聴会の証言録、運動期に発行された新聞記事をもまた、資料として用いた。以下、本稿の分析をとおして得られた知見を述べる。

2 本稿から得られた知見

2.1 リドレス運動の争点

まず、本稿で明らかにしたリドレス運動の争点を簡単に述べる。NCRRは、運動組織のなかでもっとも明示的に、公式謝罪および個人金銭補償と、強制収容政策によって傷つけられたエスニック・アイデンティティの回復の両方を追求した。これらは、リドレス要求の別の側面として分立していたわけではなく、両者の獲得こそ、NCRRが求めたリドレスそのものだった。

NCRRは、リドレス運動をとおして、このアイデンティティの損傷をとくに強調した。それと関連させて彼／彼女らがもう一つの損失として認識したのは、エスニック・コミュニティの解体だった。というのは、強制収容政策によって生じたエスニック・コミュニティの解体もまた、日系人の否定的アイデンティティ形成の要因だと考えられたからである。

こうした問題認識を持ったNCRRは、さらに、強制収容政策を合衆国政府がマイノリティ集団に対して行ってきた抑圧の一事例としても位置づけていた。つまり、彼／彼女らからすれば、強制収容史は、日系人に特有の歴史であるとともに、合衆国における諸エスニック・マイノリティによって共有されう

る歴史でもあった。

これらの点からいえば、日系アメリカ人リドレス運動は、集団レベルで経験した、傷つけられた尊厳の回復という要求を基礎とし、アメリカ社会の構成員としての承認を求めた運動といえる。つまり、NCRR がリドレス運動をとおして問題視したのは、強制収容政策によってアメリカ社会から押し付けられ、かつ日系人によって受容されたことによって、価値が貶められてきた「日系人であること」の意味内容だった。これが、NCRR の主張を検討することによって指摘できるリドレス運動展開のいわば輪郭である。これを踏まえて以下では、先述の三つの論点に沿って、本稿での分析をとおして得られた知見を整理し、考察を加えたものを提示する。

2.2 運動過程におけるアイデンティティ形成

第一に、本稿では、NCRR の活動を中心として、リドレス運動をとおした日系人のアイデンティティ形成過程の特徴を検討した。

アイデンティティの模索は、戦後の日系人たちが直面した困難の一つだった。このことは、第2章における活動家のライフストーリーの検討から、まずは確認される。この活動家の経験から指摘されたのは、彼女が、「日系人であること」に対する否定的感情を持ち、国籍という意味以外においては、自分自身を「アメリカ人」に同一化できなかつた点である。

こうした彼女に、1960年代後期のアジア系アメリカ人運動と、それにともなって開講されたエスニック・スタディーズは、アイデンティティ形成の準拠点を与えた。具体的には、それらをとおして、彼女がアジア系ならびに日系人の歴史をも合衆国史の一部として再検討したことである。この点は、NCRR の複数のメンバーによる語りからも指摘された。当時の活動家たちにとってアイデンティティ形成の基盤となったのは、このように、自分たちをエスニック集団の歴史のなかに組み込み、さらにそうしたエスニック集団の歴史を合衆国史のなかに組み込むことによって獲得される、合衆国における「自分たちの歴史」という認識だった。

第2、3章で検討したように、「自分たちの歴史」を獲得したことによって、活動家たちは、自分たちの属する場所としてエスニック・コミュニティの意義を再評価し、当時のエスニック・コミュニティが直面する問題に取り組んだ。彼／彼女らは、このコミュニティ支援活動をとおして、強制収容体験という「過去」が日系コミュニティの「現在」に依然として影響を及ぼしているという、問題認識の枠組みを形成した。それゆえに、活動家たちは、日系コミュニティという集合レベルで、否定的な「日系であること」が相対化される必要性を認識した。彼／彼女らは、そうした「過去」を相対化したうえで、日系人としての肯定的アイデンティティ形成を企図し、このような問題意識に基づいて彼／彼女らの活動をリドレス運動へと転換した。

第3、4章で言及したように、NCRR メンバーがリドレス運動以前から運動期において強調したのは、日系コミュニティの人びとが、彼／彼女ら自身で問題と要求とを語ることだった。それは、まず、1) 個人的体験が集合的体験として共有されることによって、日系人としての集合的アイデンティティが形成されることが目的とされたためだった。だからこそ、収容者自らが収容体験とリドレス要求とを語り、彼／彼女らがリドレスを要求する主体となることを、NCRR メンバーは強調した。2) このように、被収容者による強制収容の語りが各世代で共有される、つまり集合的記憶が共有されることによって、日系コミュニティの凝集性が再形成された。それと同時に、収容体験とリドレス要求は、収容体験者とそうでない人びとを含む日系コミュニティの各世代で共有される課題として設定された。このことは、コミュニティのレベルで、リドレスを追求する日系人という集合的アイデンティティが形成されたことを

意味した。

さらに、第3、4章で指摘したように、NCCRメンバーは、日系コミュニティに属するさまざまな階層や世代の人びとが主体的に運動に参加することによって、リドレスという目的が追求されるべきだと考え、「草の根」アプローチを重視した。第6章で示したように、そうした主体的な運動参加は、日系コミュニティ内部での活動にのみ限定されることなく、立法活動においても「草の根」ロビー活動として実現された。NCCRメンバーは、「草の根」アプローチによって追求される運動過程それ自体が、日系人としてのアイデンティティ形成の過程となりうると捉えていた。

他方で、第3章で検討したのは、他のマイノリティ集団との連帯形成もまた、NCCRがめざしたりドレス運動にとって一つの重要な要素だったことである。彼／彼女らは、強制収容政策が実施されたことを、日系人にも固有の歴史体験としてではなく、合衆国政府がマイノリティ集団に対して行ってきた抑圧の歴史の一部として問題を普遍化して捉えていた。したがって、彼／彼女らにとってのリドレス運動もまた、日系人のみによって追求されるものではなく、他のマイノリティ集団とともに推進される広範な正義を求める運動として捉えられていた。したがって、第5章で言及した、他のマイノリティ集団への支援活動は、NCCRによる、この強制収容とリドレス運動の位置づけを反映していた。ここからは、日系人の強制収容史とリドレス運動を、他のマイノリティ集団と共有可能なものと位置づけることによって、日系コミュニティを超えた連帯アイデンティティが形成されたことが確認される。

ここまで見てきたように、リドレス運動によって追求された強制収容政策の損害に対する謝罪と金銭補償という、いわば可視的な部分は、日系人にとっての肯定的なアイデンティティ形成という運動要求を象徴したものだ。こうした観点からすれば、リドレス運動展開過程は、まさしく日系アメリカ人のエスニック・アイデンティティの再構築過程だった。

2-3 制度形成とアイデンティティ形成の相互作用

第二に、本稿では、制度形成という側面とアイデンティティ形成との相互作用という視点から、制度に準拠した行為が、アイデンティティ形成に果たしえた機能を検討した。

第4章で分析したように、強制収容政策によって固定された、「日系人であること」への否定的な感情を相対化する機会を提供したのは、連邦政府によって1980年に設立された調査委員会と1981年の公聴会だった。とくにこの公聴会は、リドレス運動における問題開示の場として機能した。公聴会で開示されたのは、まず、強制収容政策の違憲性という意味での非正統性だった。合衆国憲法に依拠して収容政策の非正統性が公的に開示されたことによって、この非正統的な政策による損失の修復がアメリカ社会で共有されるべき課題として公共化された。

合衆国憲法を準拠点として収容政策の非正統性が位置づけられたことは、他方で、リドレス要求をも正統化した。なぜなら、そうした非正統的な政策によって損害を被った日系人がその損害に対してリドレスを要求する権利もまた、合衆国憲法によって保障される正統な権利行使となるからである。

さらに第4章で指摘したことは、合衆国憲法を準拠点としてリドレス運動が正統化されたことが、「アメリカ人として」の運動参加を日系コミュニティに促す基盤ともなった点である。というのは、公聴会におけるNCCRメンバーの証言が示したとおり、非正統的な政策に対して異議を申し立て、その政策によって生じた損害に対する補償要求を行うことは、合衆国憲法によって保障されたアメリカ人として当然の権利だったからである。つまり、「アメリカ人」として運動に参加し、公聴会という公の場で証言を行うことは、収容政策の損害とリドレス要求とを語ると同時に、「日系」というエスニシティを持つ人びとが「アメリカ人であること」を、公の場で初めて開陳することでもあった。このように、合衆

国憲法を準拠点とした補償法の成立を含む制度形成は、日系人リドレス運動を制度的、かつ象徴的に成功に導いた。

その一方で法制度は、合衆国における日系というエスニシティを持つ集団から、在米日系ペルー人集団を分化させた。第6章で検討したとおり、リドレス運動は、日系というエスニシティに基づいた政策の不当性／非正統性を問うという点で、日系アメリカ人と在米日系ペルー人とを、合衆国政府による不当な政策の「被害者」という集合的アイデンティティを形成する機会を提供した。しかし、合衆国憲法に依拠して成立した補償法は、この「被害者」という集合的アイデンティティを、複数に分断した。さらに、その分断線は、その後在米日系ペルー人によって提起されたモチズキ訴訟の帰結としての和解が、補償金額に格差が設けたことによって、固定された。

このことは、まず1) 憲法を準拠点とした、マイノリティ集団による権利主張もしくは救済要求という行為の限界を浮き彫りにした。さらに、2) 運動の結果として成立した補償法とモチズキ訴訟の和解は、いわば制度の「エスニック・ブラインド」な性格、つまり、問題の原因となったエスニシティに法制度が必ずしも適切に対応できないということを示した。くわえて、3) 運動の結果成立した制度、とくにモチズキ訴訟の和解によって補償金額に格差が設けられたことは、同じエスニシティに起因し、同じ合衆国の非正統的な政策の対象となったことに対してリドレスを要求していた二つの日系集団を、その内部で象徴的に序列化した。最後に、4) リドレス運動の結果として形成された制度は、一方で日系アメリカ人を、「日系であったとしても、アメリカ人である人びと」として承認し、他方で在米日系ペルー人を、「日系であったうえに、アメリカ人ではなかった人びと」として承認する結果となった。つまり後者にとっては、こうした制度形成によって日系アメリカ人から分立させられたがゆえに、日系としても、アメリカ人としても、またペルー系としても、拠り所の定まらない、きわめて不安定なアイデンティティ形成だった。

ここまで見てきたように、従来のエスニシティに関する研究は、当該集団の持つ、言語や可視的なシンボルなどの文化的側面におもに注目することによって、エスニック・アイデンティティ形成を分析しようとしてきた。しかしながら、リドレス運動のように、エスニック・マイノリティ集団が制度的目標を掲げて運動を展開するのであれば、文化のみならず、制度に依拠した行為をとおしての集合的アイデンティティ形成にも着目する必要がある。というのは、上記のとおり、集団レベルでのアイデンティティ形成は、自己からの一方的な主張によってのみ成立するのではなく、他者ないし社会からの制度的承認によっても、つまり自己と他者の相互作用によって成立するからである。

2.4 〈日系—アメリカ人〉というアイデンティティ形成

第三に、本稿では、上記の過程をとおして追求された日系人のアイデンティティの内容を検討した。

NCCRの運動戦略は、日系コミュニティの多様な人びとによる参加、とくには語りをとおした記憶の共有を強調することによって、集合レベルで日系人としての肯定的アイデンティティを形成するという志向に基づいていた。第2章における活動家のライフストーリーが示唆したのは、「日系人であること」と、「アメリカ人であること」が、必ずしも予定調和の関係にはなかったことである。

そうした二つのアイデンティティが肯定的に結合された例として本稿で提示したのが、「日系人であること」と、「アメリカ人であること」の両者が互いの価値を損ねることのない、〈日系—アメリカ人〉というアイデンティティ形成だった。NCCRがリドレス運動をとおして促進した肯定的なアイデンティティは、こうした安定的かつ肯定的なアイデンティティだった。

肯定的な日系アメリカ人というアイデンティティ形成は、「アメリカ人であること」、および「日系人

であること」の二つの相対化をとおして試みられた。NCRRメンバーが志向した「アメリカ人」の相対化とは、「アメリカ人であること」の多様性／多義性という認識の獲得だった。この「アメリカ人であること」の多様性は、二つの要素から構成された。まず一つは、1) 合衆国史の書き換えに基づく、アメリカ人としてのアイデンティティ形成である。第4章で指摘したとおり、公聴会をとおして強制収容政策の非正統性が公的に開示されたことは、合衆国の太平洋戦争史の書き換えを要請した。このように強制収容史が合衆国史に組み込まれたことによって、日系人は、自分たちの歴史ないし日系コミュニティの歴史を合衆国史のなかに見出すことが可能となり、アメリカ社会にアイデンティファイできるようになった。それはまた、日系人に、アメリカ社会における適切な位置づけを与えることを意味した。こうした意味で、この合衆国史の書き換えは、アメリカ社会と日系コミュニティの関係を変容させた。

さらに、2) 合衆国憲法に依拠して成立した補償法は、「日系人」もまた、「アメリカ人」であることを象徴的に承認した点で、「アメリカ人であること」の内容を多様化した。つまり、この制度的承認によって、「日系人」というエスニシティは、「アメリカ人」であることの欠損部分にはならないということが、公的に認められた。この二つの要素が、「日系」であっても「アメリカ人である」という意識の基盤となった。他方、「日系人であること」の相対化は、1) 「日系」であることと「アメリカ人」であることが調和し、かつ2) その両者の意味内容の変容をともなうものだった。

こうした過程を経たアイデンティティの形成は、リドレス運動過程ならびにその終結後に、日系アメリカ人像を転換させた。リドレス運動形成期に運動組織リーダーたちによって提示されたのは、非正統的な政策によって、不当な損害を被った「被害者」としての日系人像だった。この「被害者」としての意味づけは、「日系であること」にともなう否定的アイデンティティの相対化を可能とした。これは、強制収容政策の非正統性が日系コミュニティ内外に提示され、加害責任の所在が合衆国政府にあるのだという点が明示されることによって実現された。この「被害者」像は、リドレス運動を成功に導くための集合的アイデンティティ形成という点で有効だったものの、日系人像を一元的に固定化しうるものでもあった。

第7章で明らかにしたのは、リドレス運動終結によって、日系コミュニティに特化した政治的目標が達成されると、日系コミュニティの凝集性が維持されるための新たな日系人像が必要とされたことである。そこで強調されたのは、運動を成功に導いた能動的な「運動の担い手」、ないしいわば「勝利者」としての日系人像だった。その際には、非日系コミュニティの課題を共有することをとおして、他のマイノリティとの連帯形成があらためて強調された。ただし、こうした「勝利者」としての日系人像もまた、別のかたちで、日系人像を一元的に固定化しうる危険性を持つものだった。

このようにリドレス運動をとおして、日系人像は、受動的な「被害者」から能動的な「勝利者」へと転換された。ここからは、リドレス運動をとおして、「アメリカ人であること」の多様性の受容が追求された一方で、集合的アイデンティティ形成のために一元化された日系人像が必要とされたことが指摘できる。しかも、日系人像を運動の「勝利者」として固定化することは、モチズキ訴訟の和解以降も継続されている日系ペルー人の運動を、他集団の課題として周縁化することにもつながった。以下、ここまでの考察に基づいて、本稿の結論を提示する。

3 結論——リドレス運動の再評価と集合的アイデンティティ

本稿では、最後に結論として、本稿の検討から導き出される1) 社会運動論的含意を指摘するとともに、リドレス運動とは何だったのかを提示した。その際に、2) リドレス運動が日系コミュニティにとってもった意義と、3) 日系コミュニティを超えてリドレス運動がもちうるポテンシャルを指摘した。最

後にこの三点に沿って本稿の結論を提示する。

まず、NCRRの活動に即したリドレス運動の分析からは、社会運動分析において、表出志向と制度形成志向を実体論的に分離するのではなく、両者の結びつきが、実際の運動においてどのようなダイナミズムを生み出すのか、という社会学的視点の意義を提示した。さらに本稿からは、NCRRの活動から、社会運動論における集合的アイデンティティ形成とは、その文化的側面とともに政治的側面をも分析対象に含めることによってこそ、運動をとおしてのアイデンティティ形成を分析する道具立てとしての有効性が高まる点が指摘できる。

次に、本稿での検討から指摘すべきリドレス運動の意義は、日系人の肯定的なアイデンティティ形成がなされ、日系コミュニティの再建がもたらされたことである。日系コミュニティは、運動によって、強制収容に関する集合的記憶を基盤として、コミュニティの凝集性を高めた。さらに、日系人のこうしたアイデンティティ形成は、リドレス運動をとおして、日系人が「アメリカ人」であることが明示され、かつそれが1988年の補償法の成立というかたちで制度的に承認されたことによって実現された。こうしたプロセスを経て、リドレス運動は、「日系人であること」と「アメリカ人」であることが調和した、日系アメリカ人というアイデンティティの構築を日系人に可能とした。しかも、このように構築された日系アメリカ人というアイデンティティは、在米ペルー人によるリドレス要求の帰結に示されるように、もはや日系というエスニシティのみによるのではなく、アメリカ社会の構成員か否かによって強く規定されるものとして確立した。

しかし他方で、本稿で検討してきたNCRRの活動は、日系コミュニティという枠組みを超えるポテンシャルを持っていた。それは、NCRRが、強制収容政策の損害の持つ普遍性を認識していたことに基づいていた。NCRRは、こうした普遍化された損害の認識に基づき、他の集団との連帯形成を模索することで、リドレス運動期における連帯アイデンティティを拡大させた。リドレス運動終結後も、NCRRが他のマイノリティ集団との問題共有を強調してきたことは、一方で「強制収容の記憶」と「リドレス運動の記憶」の担い手の再生産であり、他方でこうした他集団の課題をめぐる運動の担い手として、日系コミュニティを再政治化しようとする志向の表れだったと見ることもできる。このことは、ポスト・リドレス運動期では、日系コミュニティの再生産という意味における差異の共存と、日系というエスニシティの枠を超えたアメリカ社会におけるマイノリティ集団としての他集団との連帯形成という二つの志向が分化し、併存していることを示唆している。

論文審査結果の要旨

本論文は、第二次世界大戦中の「日系人強制立退き・収容政策」によって被った損害に対して合衆国政府に救済と権利回復を求めた日系アメリカ人リドレス運動の展開過程を社会学的に分析したものである。この運動は1970年から始まり、1988年に「市民的自由法」を成立させ、合衆国政府の公式謝罪と金銭補償を獲得した、アメリカ合衆国におけるマイノリティ集団の社会運動の、公民権運動以降における数少ない成功事例である。

本論文は、主な運動組織の一つでありながら、従来のリドレス運動研究が焦点をおいてこなかった「補償／賠償を求める全国連合」(NCRR)の活動に焦点をあてている。この組織は、公式謝罪および金銭補償と、エスニック・アイデンティティの回復の双方を運動目標として追求していた。本論文は、この組織のニューズレターや法廷資料・政府公聴会での証言録・新聞記事などの文書資料とともに、運動

の中心的なメンバー29名に対する聴取調査にもとづいた丹念な実証的研究である。

第1章ではリドレス運動に至るまでの歴史的経過を整理し、第2章では運動リーダーのライフストーリーを分析し、日系アメリカ人としてのアイデンティティの模索と運動への関与を、公民権運動やベトナム反戦運動の影響等の時代的・社会的背景も含めて考察している。第3章ではコミュニティ支援活動からリドレス運動の展開へと至る NCRRC の成立過程を論じ、第4・5章では、1981年の公聴会における NCRRC の立法過程と支持拡大の過程を丹念に分析し、なぜ運動目標の達成に成功しえたのか、を解明した。第6章では、これまでの研究史では論じられることの少なかった、同様の損害を被りながら、リドレスの救済対象から外された日系ラテンアメリカ人の問題に焦点をあてることによって、リドレス運動の限界と課題をも照射している。第7章・終章で、集合的アイデンティティの視点から運動過程全体を総括し、リドレス運動に再評価を与えている。

本論文は、従来の歴史学的研究や政治過程論的な研究が看過してきた、制度形成の志向性と表出的な志向性との相互作用、運動をとおしての集合的アイデンティティの形成・変容過程に注目することによって、この運動の特質・運動理念・戦術と、参加者個人および集合的レベルでのエスニック・アイデンティティの再構築過程とのダイナミックな相互作用を見事に解明した。

よって本論文の提出者は博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。